



人権いいづかぬくもり

5月3日は憲法記念日、5月1日から5月7日は憲法週間です。

憲法週間とは？

日本では、憲法の精神や意義、司法の機能に対する理解・啓発をするため、毎年5月1日から5月7日の一週間を憲法週間と定めています。

日本国憲法は、国のあり方を定めた基本的なルールで、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」の三原則を柱としています。



憲法週間を機会に「基本的人権」の大切さについて考えてみましょう

お互いの個性や価値観の違いを認めあうこと、人と人がつながり支えあうことなど、お互いの人権を十分尊重し合えていますか？

「基本的人権」とは人間が人間らしく生活するために、生まれた時から持っている権利です。そしてこの権利は、侵すことのできない永久の権利として、日本国憲法で保障されています。

しかし、私たちの身近なところでは、部落差別問題をはじめとして女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する差別や偏見など、多くの人権問題が起きています。

「基本的人権」に関連する憲法第14条（法の下での平等）には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定められています。

憲法が保障する基本的人権について、人権意識を高められるよう、一人ひとりが人権に関する正しい知識を身につけ、お互いを尊重し、認め合っていくことが大切ではないでしょうか。

新作DVDの紹介

申込み

TEL 0948-26-1178

FAX 0948-23-7048

人権・同和政策課
(立岩人権啓発センター内)

- **バースデイ** (37分)
(性的少数者の人権)
- **あなたの笑顔がくれたもの ～周りから見えにくい障がい・生きづらさ～** (37分)
(障がいのある人の人権)
- **よかったら“想い”を聴かせて ～自分も相手も大切にするために～** (29分)
(さまざまな人権問題)
- **知りたいあなたのこと3 ～きこえない人の生活・気持ち～** (21分)
(障がいのある人の人権)
- **部落の心を伝えたいシリーズ第33巻 12年後の決断** (28分)
(部落差別問題)

人権相談事業 新型コロナウイルス感染症による偏見や差別は許されません。困り事があれば相談を！

部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題に関する相談をお受けします。(相談無料・秘密厳守・出張可能)

【人権相談員などによる「人権相談」】

【弁護士による「法律相談」】

◆申込み：人権・同和政策課 ☎0948-43-4764

◆「人権相談」窓口

平日	本庁4階 人権・同和政策課	8時半～17時15分
毎月第1・3木曜日	筑穂人権啓発センター	10時～正午
	穂波人権啓発センター	14時～16時
毎月第2・4月曜日	庄内交流センター別館	10時～正午
	顕田交流センター	14時～16時

●みんなの人権 110 番 ☎0570-003-110 ●子どもの人権 110 番 ☎0120-007-110 ●女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
インターネットでも相談を受け付けています。ホームページ、または右のQRコードからも受け付けできます。

